

【翻 訳】

フランス会社法 (2)

翻

加 藤 徹 訳
小 西 みも恵 訳
笹 川 敏 彦

第3節 有限会社

(有限会社の本質)

L. 223-1 条 ① 有限会社は、その出資の限度においてのみ損失を負担する1人または2人以上の者により、設立される。

② 会社が唯一の者からのみ構成されるときは、この者は《一人社員⁽¹⁾》と称される。一人社員は、本節の規定により社員総会に付与されている権限を行使する。(2008年8月4日法律第2008-776号第56条-IおよびII)《デクレは、自然人である一人社員が自ら業務執行を担当する有限会社について、類型化された定款⁽²⁾のモデルを定め、かつ、その定款が利害関係人の閲覧に供される条件を定める。この類型化された定款は、利害関係人が会社の登録申請のときにこれと異なる定款を作成しないかぎり、適用される。

《③ 自然人である一人社員が自ら業務執行を担当する有限会社は、コンセイエ・デタの議を経たデクレにより決定された、簡略化された公示手続に従う。当該デクレは、民事及び商事公告官報への掲載を免除する条件を定めるものとする。》

④ 有限会社は、社名をもって表示され、1人または2人以上の社員の名をこれに付加することができ、かつ《有限会社》という文言または《S. A. R. L.》なる略語および会社資本の表示が、社名の直前または直後に記載されなければ

(1) associé unique

(2) statut type

ならない。

⑤ 保険会社・融資会社および貯蓄会社は、有限会社の形態を採用することができない。

(1966年7月24日法律第66-537号第34条および第490条)

(定款原本の部数)

R. 223-1 条 ① 定款が私署証書により作成されるときは、会社の住所における付託・必要な各種手続の履行および各社員に対する複本の交付に要する部数の原本が、作成される。

② 加えて、無印紙証書により作成される定款の謄本各一通が各社員に付与される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第20条)

(定款の類型)

D. 223-2 条 (2008年12月19日デクレ第2008-1419号) ① 自然人である一人社員が自ら業務執行を担当する有限会社の類型化された定款モデルは、本編における添付 2-1 図で示される。

② 企業手続センター、また R 123-5 条第 2 項所定の場合においては商事裁判所書記課が、類型化された定款の当該モデルを、会社の発起人に対して無償で通知する。

③ 前項のセンターは、会社の登録申請に際して異なる定款が付加されていないかぎり、前項の類型化された定款が適用される旨を、通知する。

添付 2-1 図 (略)

(会社資本)

L. 223-2 条 (2003年8月1日法律第2003-721号1条-I) 会社資本の額は、定款により定められる。資本は、均等な会社持分に分割される。

(1966年7月24日法律第66-537号第35条および第491条第2項)

(社員数の限度)

L. 223-3 条 (2004年3月25日オルドナンス第2004-274号第11条) 有限会社

(3) sociétés de capitalisation

(4) sociétés d'épargne

(5) le centre de formalités des entreprises

の社員の数は、100人を越えることができない。会社が100人を越える社員から構成されるに至ったときは、1年の期間内に、社員数が100人以下にならないかぎり、または、会社が組織変更の対象になっていないかぎり、会社は当該期間を限度として解散する。

(一人社員)

L. 223-4 条 有限会社のすべての持分が1人に集中した場合において、私法上の解散に関する民法典1844-5条の規定は、適用されない。

(1966年7月24日法律第66-537号第36-1条)

(一人社員の会社が一人社員である有限会社)

L. 223-5 条 ① 有限会社は、1人の者から構成される他の有限会社を1人社員として有することはできない。

② 前項の規定に違反する場合には、利害関係人はすべて、不正規に構成されている会社の解散を請求することができる。不正規が、2人以上の社員を有する会社の全持分の1人への集中の結果生じたときは、解散の請求は、当該持分の集中後1年が経過するまでは、なされることができない。すべての場合において、裁判所は、当該状態を正規化するため、最長6ヶ月の期間を与えることができるものとするも、当該事案について判定をする日までに正規化が行われたときは、解散を宣告することはできない。

(1966年7月24日法律第66-537号第36-2条)

(会社の設立証書)

L. 223-6 条 すべての社員は、自らまたは特別の代理権を証する受任者により、会社の設立証書の作成に参加しなければならない。

(1966年7月24日法律第66-537号第37条)

[参照条文] R. 223-1 条

(会社持分の引受および払込)

L. 223-7 条 (2001年5月15日法律第2001-420号) 《① 会社持分は、社員に

より、その全部が引き受けられなければならない。会社持分が現物出資を表章するときは、その全額が払い込まれなければならない。金銭出資を表章する持分は、その金額の5分の1以上が払い込まれなければならない。その残額の払込は、業務執行者の決定にもとづき、商業及び会社登記簿への会社の登録のときから5年を越え得ない期間内に、1回または数回にわけて、行われる。ただし、会社資本は、金銭をもって払い込むべき新たな会社持分のすべての引受前に、その全額が払い込まれていなければならない。これに違反するときは、当該引受行為は無効とする。

《② 必要がある場合には、定款は、労務により会社持分が引き受けられ得る方法を決定する。》

③ 会社持分の割当ては、定款上に記載される。

④ 会社持分の払込にもとづく資金は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより決定される要件および期間内に寄託される。

(1966年7月24日法律第66-537号第38条)

(資金の供託)

R. 223-3 条 ① 会社持分の払込にもとづく資金は、設立中の会社のために、これを受領した者により、その受領後8日以内に、預金供託金庫局に対しましては公証人のもともしくは銀行において、寄託される。

② 持分の払込および資金の寄託の記載は、定款に表示される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第22条)

(資金の受戻手続)

R. 223-4 条 資金の受戻は、商業及び会社登記簿への会社の登録を証明する裁判所書記課員の証明書提示にもとづいて、会社の受任者により行なわれる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第23条)

(払戻の許可)

R. 223-5 条 (2006年12月11日デクレ第2006-1566号) 商法典 L. 223-8 条第2項の適用については、

1号 個人的に資金を受け戻す許可は、申請にもとづいて判定を行う会社住所地における商事裁判所長により与えられる；

2号 共同で資金を受け戻すためには、受任者は、出資者全員の書面による授權により、その正当性を証明する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第24条)

(寄託資金の受戻)

L. 223-8 条 ① 会社持分の払込にもとづく資金の受戻は、商業及び会社登記簿への会社の登録前には、会社の受任者により、行われることができない。

(2004年3月25日オルドナンス第2004-274号15条)《② 会社が資金の最初の寄託から起算して6ヶ月内に設立されないとき、または、当該期間内に会社が商業及び会社登記簿に登録されないときは、出資者は個別に、その出資額の払い戻しの許可を裁判上請求することができる。同様の場合において、受任者が全出資者を代表するかぎり、当該受任者は、受寄者に対し、資金の払戻を直接請求することができる。

③ その後、出資者が会社を設立することを決するとき、資金の寄託手続が、新たに行われなければならない。

(1966年7月24日法律第 66-537号第39条)

(現物出資の評価)

L. 223-9 条 ① 定款は、各現物出資の評価を記載しなければならない。当該評価は、将来の社員の全員一致をもって選任される出資検査役⁽⁶⁾により、また全員一致を欠くときは最も迅速な将来の社員の請求にもとづく裁判による決定をもって選任される出資検査役により、その責任の下で作成されかつ定款に添付されるべき報告書にもとづいて、行われる。

② 前項の規定にかかわらず、いかなる現物出資も(2010年6月15日法律第2010-658号第11条-I)《デクレによって定められた金額》を越えず、かつ、全現物出資全体の評価総額が資本の半分を越えないときは、出資検査役への依拠が強制されない旨を、将来の社員は、全員一致をもって決定することができる。

③ 会社が1人の者により構成されるときは、出資検査役は、その一人社員により選任される。ただし、前項所定の要件が満たされているときは、出資検査役への依拠は、強制されない。

④ 出資検査役が存在しなかったとき、または採用された評価が出資検査役により提示された評価と異なっているときは、社員は、第三者に対し、会社設立

(6) commissaire aux apports.

の際に現物出資に与えられた評価につき、5年間連帯して責任を負う。

(1966年7月24日法律第66-537号第40条)

(出資検査役)

R. 223-6 条 ① 出資検査役は、L. 822-1 条所定の名簿に登録された会計監査士または上級及び下級裁判所の作成する名簿中の一つに登録された専門家の中から、選ばれる。

② 出資検査役は、必要に応じ、とりわけ、L. 223-33条所定の場合には、申請にもとづきこれを決する商事裁判所長の決定により、選任される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第25条)

(デクレ所定の金額)

D. 223-6-1 条 L. 223-9 条第2項の適用について、いかなる現物出資も越えることのできない評価額は、30,000ユーロに定められる。

(会社無効の場合における原始業務執行者および社員の民事責任)

L. 223-10条 会社の無効につき責めを負う最初の業務執行者および社員は、会社の無効確定の結果生じる損害について、他の社員ならびに第三者に対して、連帯して責任を負う。当該訴権は、第235-13条所定の期間の経過により、時効消滅する。

(1966年7月24日法律第66-537号第41条)

(社債の発行手続および財産証券の保証の禁止)

L. 223-11条 (2004年3月25日オルドナンス第2004-274号第12条) ① L. 225-35条により会計監査役を選任する義務を負い、かつ12ヶ月を1会計年度とする直近の3会計年度の計算書類について、社員による正規の承認を受けた有限会社は、(2009年1月22日オルドナンス第2009-80号第7-1条)《公衆に対して提供手続をとらないことを条件として、記名社債を発行する》ことができる。

② 社債の発行は、株主総会に適用される規定に従って、(2004年12月9日法律第2004-1343号第78条-XVにより廃止)《通常》社員総会により、決定される。当該証券は、L. 228-39条ないしL. 228-43条、およびL. 228-51条所定の社債を除き、株式発行会社により発行される社債に適用されうる規定に服する。

③ 第1項の要件を満たしている会社による社債の各発行に際し、会社は、発
428(811) 法と政治 64巻3号 (2013年11月)

行の条件に関する通知書、およびコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた手続に従う情報書類を、引受人の措置に委ねなければならない。

④ 財産証券の発行が地域開発会社によりなされる場合、または国による補助的保証の利益を受ける社債の発行に関する場合を除き、財産証券の発行を保証することは、有限会社に対し禁止され、これに違反してなされた保証は無効とする。

(1966年7月24日 法律第66-537号第42条)

(情報書類)

R. 223-7 条 ① L. 223-11条に掲げられている情報書類は、一切の引受の前に、作成される。当該書類は、引受を申し出た全ての者に、交付または送付される。

② 当該書類は、引受人の情報として有益な全ての記載、少なくとも以下の情報を含む：

- 1号 社名、その直前または直後に、L. 223-1 条第2項に従って、有限会社なる文言または頭文字“SARL”，および以下必要に応じ、その略号・会社住所の宛先・会社資本額並びに R. 123-237条第1号第2号所定の記載；
- 2号 その概要を示した会社の目的；
- 3号 会社の通常の存続満了期間；
- 4号 その活動の記述およびその発展の展望；
- 5号 1人または数人の業務執行者の名；
- 6号 会計監査人およびその代理人ならびにこれらの者の選任の日付；
- 7号 固有の資本の額、当該証券発行の結果以外の債務の総額および満期による分類、および必要に応じ、以前に発行された証券の償還を保証するために積み立てられた担保；
- 8号 重要な事実、とくに会社の活動および財務状態に対して影響を有しうる訴訟事実。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第27条)

(情報書類の添付資料)

R. 223-8 条 (2006年12月11日デクレ第2006-1566号第4条) ① R. 223-7 条の定める情報書類には、以下の書類が添付される：

- 1号 社員総会により承認された直近のかつ業務執行者により証明された貸借対照表の謄本1通；

(7) valeurs mobilières.

- 2号 貸借対照表が、証券発行の開始の日付から10ヶ月より以前の日から、中断しているときは、10ヶ月を越えて遡って会社の積極および消極の状態を記した、業務執行者の責任のもとに作成された報告書；
- 3号 経過中の会計年度の始期以降の会社事業、および前期会計年度に関して判定を行うために招集されるべき社員総会が、それまでに開催されていないときは、当該年度の経過および前会計年度に関する情報。
- (1967年3月23日デクレ第67-236号第27-1条)

(告知書の記載事項)

R. 223-9条 ① L. 223-11条に定められている通知書は、一切の引受の前に、作成される。当該通知書は、引受を申し出たすべての者に、交付または送付される。

② 当該通知書は、以下の情報を含む：

- 1号 発行の目的；
- 2号 発行額；
- 3号 発行される社債の数およびその名義額・税引き前の総額および発行の純粋額の見積もり；
- 4号 発行の条件・年利率・計算方法および利息の支払い方法・償還の時期および条件；
- 5号 必要に応じ、証券償還を保証するために積み立てられた担保、ならびに業務執行者を特定しかつその者の支払い能力の評価を可能にする情報；
- 6号 証券の譲渡方法、ならびに必要なときは、買い戻しの方法；
- 7号 証券の名義人団体の存在および組織；
- 8号 以前に発行された社債の中で、今回発行時における未償還残額；
- 9号 発行時における、会社により保証された社債借入額、および必要に応じ、この借入中の保証部分。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第27-2条)

(社債に関する適用規定)

R. 223-10条 (2006年12月11日デクレ第2006-1566号第4条) ① R. 228-60条は、当該条文がL. 228-51条第2項、およびR. 228-61条ないしR. 228-64条の適用条件を決定するという場合を除いて、社債権者団体の代表者に適用される。

② R. 228-65条ないしR. 228-69条およびR. 228-72条ないしR. 228-80条は、社債権者集會に適用される。

③ R. 228-81条ないしR. 228-83条は、社債の償還を保証するために積み立てられた担保に、適用される。

④ R. 228-84条ないしR. 228-86条は、保護手続または更正手続または裁判上の清算の場合に、適用される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第27-3条)

(流通証券による会社持分表章の禁止)

L. 223-12条 会社持分は、流通証券により表章することができない。

(1966年7月24日法律第66-537号第43条)

翻

(会社持分の譲渡)

L. 223-13条 ① 会社持分は、相続の方法によりまたは夫婦共通財産の清算の場合において自由に譲渡され、また配偶者間および直系尊卑属間においても自由に譲渡されうる。

訳

(2004年3月25日オールドナンス第2004-274号第13条-I)《② 前項の規定にかかわらず、定款は、配偶者・相続人・直系尊属または直系卑属がL. 223-14条所定の要件のもとにおいて承認された後にのみ、社員となる旨を約定することができる。》承認を決するため会社に与えられる期間は、L. 223-14条所定の期間を越えることができず、また必要な多数決もL. 223-14条所定の要件を厳格にすることができず、これに違反するときは、当該定款条項は無効とする。承認を拒否する場合には、L. 223-14条の第3項および第4項の規定が適用される。これら2項の定めるいかなる解決も所定の期間内になされないときは、承認は得られたものとみなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号第44条)

(2004年3月25日オールドナンス第2004-274号第13条-II)《③ 定款は、社員の1人が死亡した場合には、会社は、その相続人とともに、または生存社員のみで、会社が存続することを約定することができる。会社が単独の生存社員によって存続する場合、また承認が相続人に対して拒否された場合は、相続人は、その被相続人の社員権の価額について権利を有する。

《④ 会社は、あるいは生存配偶者と共に、あるいは1人または数人の相続人と共に、あるいは定款によりまたは定款が認めているときは遺言の定めにより選任された者ととともに、存続していく旨が、約定されることもできる。(2004年12月9日法律第2004-1343号第78条-XVにより廃止)《会社がこれらの条件の下で存続する場合には、当該約定の受益者に与えられる社員権の価額は、相続に際して報告される》

(2004年3月25日オールドナンス第2004-274号第13条-II)《⑤ 本条所定の場合

において、社員権の価額は、民法典第1843-4条に従い、死亡の日をもって決定される。》

(会社持分の譲渡)

L. 223-14条 (2004年3月25日オルドナンス第2004-274号第14条-I) 《① 会社持分は、定款がより厳格な多数決を定めていないかぎり、会社持分の半分以上を表章する多数社員の同意をもってのみ、会社外部の第三者に譲渡されることができる。》

② 会社が2人以上の社員から構成されるときは、譲渡案は、会社に対し、また各社員に対し、通知される。会社が、本項所定の通知のうち最後のものから起算して3ヶ月以内に、承認決定を伝えなかったときは、譲渡の同意は得られたものとみなされる。

(2004年3月25日オルドナンス第2004-274号第14条-II) 《③ 会社が譲渡に対して同意することを拒否したときは、他の社員は、譲渡人がその持分の譲渡を断念しないかぎり、民法典第1843-4条所定の要件のもとに定められた価格をもって、会社持分を取得または取得させる義務を負う。鑑定費用は、会社の負担とする。3ヶ月の期間は、業務執行者の請求にもとづく裁判上の決定により延長され得るものとされるが、その延長は6ヶ月を越えることはできない。》

④ 会社は、譲渡社員の同意を得て、同一の期間内に、当該社員の持分の名義額につき会社資本を減少し、かつ前項所定の期間のもとで決定された価額をもって当該持分を償還することをも、決定することができる。2年を超えない支払い期間が、弁明にもとづき裁判による決定をもって、会社に対し与えられることができる。支払われるべき総額は、商事法定利息を含む。(2003年8月1日法律第2003-721号第1条-IIIにより削除) 《必要に応じ、L. 223-2条の規定に従う。》

⑤ 与えられた期間の満了において前記第3項および第4項所定のいかなる解決もなされないときは、譲渡社員は、当初に予定された譲渡を実行することができる。

⑥ 相続の場合、夫婦共通財産の清算の場合、または配偶者・直系尊属もしくは直系卑属のための贈与の場合を除き、譲渡をする社員は、少なくとも引き続

き2年間その持分を保有していないかぎり、本条第3項および第5項の規定を援用することはできない。

⑦ 本条の規定に反する条項は、すべて記載がないものとみなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号45条)

(譲渡案の通知)

R. 223-11条 ① L. 223-14条第2項およびL. 223-15条所定の会社持分の譲渡案または質入案の通知は、裁判外の行為により、または受領通知書請求付書留郵便により、行われる。

② 民法典第1843-4条所定の鑑定人の選任は、商事裁判所長によりなされる；商事裁判所長は、L. 223-14条第3項所定の場合においては、申請に対する決定をもって、また同条第4項所定の場合においてはレフェレによる決定をもって、これを決する。当該決定については、不服申立が認められない。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第29条)

(譲渡の承認)

R. 223-12条 ① 前条の適用上自己になされた通知の日から起算して8日の期間内に、業務執行者は、会社持分の譲渡案に関し決議をするために社員会議を招集し、または定款が認めているときは、社員に、その譲渡案に関し書面による審議をさせなければならない。

② 会社の決定は、受領通知書請求付書留郵便により、譲渡人に対し、通知される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第30条)

(会社持分の質入)

L. 223-15条 会社が第223-14条第1項および第2項所定の要件のもとで会社持分の質入案に対しその同意を与えたときは、当該質入された会社持分につき民法典第2078条第1項の規定にしたがう強制的換価がなされた場合において、

(8) 同条は、廃止された。爾後は、民法典2347条および第2348条により定められる。

民法典2347条 ① 債権者は、財物が自己への支払い遅滞にあることを、裁判上命じることができる。

② 財物の価額が担保された債務の額を越えるときは、その差額に等しい額が債務者に対して支払われ、もし有担保債権者が存在するときは、供託される。

民法典2348条 ① 担保設定に際しまたは爾後において、担保された債務に対する執行がなされないときには、債権者が担保された財産の所有者となることを、約定することができる。

会社はその資本を減少するため譲渡後遅滞なく持分の償還を行わないかぎり、当該同意は、その譲受人に対する承認を含むものとする。

(1966年7月24日法律第66-537号第46条)

[参照条文]

R. 223-11条 (前述 L. 223-13条の参照条文)

民法典第2078条 ① 債権者は、支払いがない場合においても、質物の処分をすることができない。

(社員間の持分の譲渡)

L. 223-16条 ① 持分は、社員間において自由に譲渡することができる。

② 定款が譲渡を制限する条項を有するときは、L. 223-14条の規定を適用することができる。ただし、定款は、当該条項を適用する場合についての多数決要件を緩和し、または同条所定の期間を短縮することができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第47条)

(譲渡の手続)

L. 223-17条 会社持分の譲渡は、L. 221-14条の規定に服する。

(1966年7月24日法律第66-537号第48条)

(譲渡の公示)

R. 223-13条 会社持分の譲渡は、R. 221-9条所定の公示手続に服する。

(業務執行者の選任・権限・権限の制限)

L. 223-18条 ① 有限会社は、1人または2人以上の自然人によって、その業務が執行される。

② 業務執行者は、社員以外からも選ばれることができる。業務執行者は、

② 財産の価額は、通貨金融法典にいう組織化された市場における当該財産の公的相場がないときは、任意にまたは裁判上選任された専門家により、移転の日に決定される。これに反する条項は、すべて記載がないものとみなさる。

③ 当該評価額が非担保債務の額を超えるときは、差額と同額が債務者に支払われ、また質権者である他の債権者が存在するときは、当該金額は供託される。

(2004年3月25日オールドナンス第2004-274号第16条-I及びII)《L. 223-29条》
 所定の要件のもとに、社員により、または定款において、あるいは爾後の行為
 により、選任される。(同オールドナンス同条)《定款における業務執行者名の記
 載は、当該業務執行者の職務停止の場合には、その事由の如何にかかわりなく、
 同一の要件の下において、社員の決定により、削除されうる。》

③ 定款にとくに定めのないときは、業務執行者は、会社の存続期間をもって
 選任される。

④ 社員間の関係においては、業務執行者の権限は、定款をもって定め、定款
 の規定のないときは、L. 221-4条に従って定められる。

⑤ 第三者に対する関係においては、業務執行者は、本法が社員に明示的に付与
 している権限を留保して、あらゆる場合に会社の名において行為をする、最も
 広い権限を付与される。会社は、業務執行者の行為が会社の目的を越えている
 ことを第三者が知っていることを、または、状況を考慮すれば第三者がそのこ
 とを当然知りえたことを、会社において立証しない限り、会社の目的に属さな
 い当該行為によっても、拘束されるものとされ、定款の公告のみでは、この立
 証を構成するに足るものとは認められない。

⑥ 本条から生じる業務執行者の権限を制限する定款の条項は、第三者に対し
 て対抗することができない。

⑦ 業務執行者が2人以上ある場合には、業務執行者は本条所定の権限を各自
 保有する。他の業務執行者の行為に対して一業務執行者によりなされた異議は、
 第三者がそれを知っていたことが証明されない限り、第三者に対して効力を有
 しない。

(1966年7月24日法律第66-537号第49条)

⑧ (2004年3月25日オールドナンス第2004-274号第16条-III)《同一県内または
 隣接県への会社住所の移転は、1人または2人以上の業務執行者により決定さ
 れうるも、L. 223-30条第2項所定の要件のもとにおける当該決定についての
 社員の承認が条件とされる。》

⑨ 《前項と同一の要件のもとに、業務執行者は、定款を法令の強行規定と調
 和させることができる。》

⑩ (2005年8月2日法律第2005-882号26条-II)《会社持分がL. 239-1条の適

用上賃貸借契約の対象となったときは、社員による当該決定についての承認という留保の下に、業務執行者は、L. 223-29条第2項所定の要件のもとに、当該賃貸借および関係当事社員の名の傍に賃借人の名の記載を、定款上記入することができる。業務執行者は、当該賃貸借契約の非更新または解除の場合には、同じ要件のもとに、当該記載を削除することができる。》

(業務執行者または社員と会社との間の取引)

- L. 223-19条** ① 業務執行者、または会計監査役が存在するときはその者は、会社とその業務執行者もしくは社員の1人との間において直接にまたは人を介してなされた契約に関する報告書を、会議に提出するか、または書面投票の場合には社員に報知すべき文書にこれを添付する。会社は、この報告書について判定を行う。利害関係のある業務執行者または社員は、決議に加わることができず、その者の持分は、定足数および多数決の計算に算入されない。
- ② 前項の規定にかかわらず、会計監査役が存在しないときは、非社員である業務執行者により締結されるべき契約は、会議の事前の承認に服する。
- ③ 第1項の規定に違反するにもかかわらず、会社が一人社員のみを有し、かつ当該契約がその社員との間で締結されるときは、当該契約に関しては、決議記録簿への記載のみがなされる。
- ④ 承認されない契約であっても、契約の効力は生ずるが、当該業務執行者または、場合に応じ契約する社員は、会社に損害を与える契約の結果について、単独でまたは必要に応じ連帯して、負担する。
- ⑤ 本条の規定は、ある会社の無限責任社員・業務執行者・取締役・業務執行役員・業務執行役員会構成員または業務監査役会構成員が、同時に当該有限会社の業務執行者または社員でもあるその他会社との間で締結された契約に対しても、適用される。

(1966年7月24日法律第66-537号第50条)

(会計監査役への取引の通知)

- R. 223-16条** ① 業務執行者は、会計監査役が存在するときは、L. 227-19条に記載された契約の締結の日から起算して1ヶ月以内に、当該契約を会計監査役に通知する。

② 旧会計年度中に締結された契約の履行が最新の会計年度中に裁判上請求されたときは、会計監査役は、当該会計年度終了のときから起算して1月以内に、当該状況について報告を受ける。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第34条)

(報告書の記載事項)

R. 223-17条 L. 223-19条第1項所定の報告書には、次の事項を記載する：

- 1号 社員会議の承認に服すべき契約の列挙；
- 2号 利害関係のある業務執行者または社員の名；
- 3号 前記契約の種類および対象；
- 4号 前記契約の重要な実行方法とりわけ価格または用いられる定価表の表示・合意された割引および手数料・同意された支払い期間・約定された利息・提供された担保、および、必要に応じ、検討されている契約の締結に付着する利害関係について社員にその評価を可能にする他の一切の事項；
- 5号 引き渡された納入品または提供された役務の給付の数量、ならびに、R. 223-16条第2項所定の契約の履行につき、当該会計年度中に支払われたは受領された金額の合計。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第35条)

(議事録)

R. 223-24条 ① 社員会議のすべての決議は、開催日時および場所、議長の氏名および資格、各人の保有する会社持分の数の表示とともに、出席社員（2009年2月25日デクレ第2009-234号第3条）《L. 223-27条第3項の意味において出席とみなされる》社員または代理された社員の氏・名、会議に付議された書類および報告書、票決に付された議案および投票の結果を記載する議事録により確認される。(2009年2月25日デクレ第2009-234号3条)《この議事録は、会議の展開を混乱させた、テレビ会議または電気通信に関する技術的偶発事件の突発状態を、同様に確認する。》

② 書面投票の場合には、議事録にはその旨の記載がなされ、各社員の回答が添付される。

③ 議事録は、業務執行者により、また必要に応じて会議の議長により、作成され署名される。R. 221-3条およびR. 221-4条の規定は、議事録について適用される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第42条)

(日常・一般の取引についての不適用)

(9) visioconférence

(10) télécommunication

L. 223-20条 L. 223-19条の規定は、日常の取引として行われる契約および普通一般の条件で締結される契約には、適用されない。

(1966年7月24日法律第66-537号第50-1条)

(業務執行者または社員と会社との間における一定の取引の禁止)

L. 223-21条

① 業務執行者または社員は、その形式の如何を問わず、会社から金銭の貸付けを受けること、会社をして交互計算その他の開設に同意させること、ならびに第三者に対する自己の債務について会社をして保証もしくは手形保証をさせることが、禁止され、これに違反する契約は、無効とする。この禁止は、社員である法人の法定代表者に適用される。

② 当該禁止は、前項所定の者の配偶者・直系の尊属および卑属、および全ての仲介者にも適用される。

③ 前2項の規定にかかわらず、会社が金融業を営むときは、当該禁止は、普通取引の条件のもとに締結される日常の金融取引行為には、適用されない。

(1966年7月24日法律第66-537号第51条)

(業務執行者の民事責任)

L. 223-22条 ① 業務執行者は、有限会社に適用される法律または規則の各規定に対する違反、または定款違反、または業務執行においてなされた過失について、会社および第三者に対して、場合に応じて個別にもしくは連帯して、責任を負う。

② 2人以上の業務執行者が同一の行為について協働したときは、裁判所は、損害の回復における各自の負担部分を決定する。

③ 加えて、社員は、個人的に蒙った損害の賠償請求の訴権の他に、個別に、あるいはコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた要件のもとに集団で、業務執行者に対する責任追及の会社訴権⁽¹¹⁾を、行使することができる。原告は、会社が蒙った損害全体の回復を裁判上請求する資格を与えられ、その場

(11) l'action sociale en réparation contre les gerants.

合には、当該損害賠償は、会社に給付される。

④ 会社訴権の行使を、事前の通知または総会の授権に服せしめる効果を有する定款条項、または当該訴権行使の事前の放棄を記載している定款条項は、すべて記載がないものとみなされる。

⑤ いかなる会議の決定も、業務執行者が職務の遂行上犯した過失についての当該業務執行者に対する責任追及訴権を、消滅させる効果を有することはできない。

(1966年7月24日法律第66-537号第52条)

(会社訴権)

R. 223-31条 ① 社員が会社資本の10分の1以上を有するときは、当該社員は、共同利益のもとに、業務執行者に対する会社訴権について、攻撃するにも防御するにも、これを行使するため、その中の1人もしくは2人以上に対し、社員を代表すべきことを、自らの費用をもって、委託することができる。

② 前項所定の1人または2人以上の社員が、訴訟の進行中に社員資格の喪失または任意の取下げによって離脱しても、当該訴訟の継続に対しては、いかなる効力も及ぼさない。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第45条)

(同上)

R. 223-32条 ① 会社訴権が、個別に、あるいはR. 223-31条所定の要件のもとに、1人または2人以上の社員により行使されている場合には、裁判所は、会社がその法定代表者を介して訴訟に正規に参加しているときにのみ、裁決をすることができる。

② (2006年12月11日デクレ第2006-1566号第10条)《会社とその法定代表者との間において利益相反が存在するときは、裁判所は、訴訟において会社を代表する特別受任者を選任することができる。》

(1967年3月23日デクレ第67-236号第46条)

(業務執行者に対する責任追及訴権の時効)

L. 223-23条 L. 223-19条およびL. 223-22条所定の責任追及訴権は、損害惹起行為のときから起算して、また当該行為が隠蔽されているときはその露呈⁽¹²⁾のときから起算して、3年により時効消滅する。ただしその行為が重罪に相当す

(12) révélation

るときは、その訴権は10年により時効消滅する。

(1966年7月24日法律第66-537号第53条)

(制限能力・裁判上の更正等の場合における業務執行者の責任加重・禁止および失権)

L. 223-24条 第6巻第2編(II~IV)の規定の適用上なされる(2005年7月26日法律第2005-845号165条-II)《保護手続⁽¹³⁾・裁判上の更正手続⁽¹⁴⁾》または特別清算⁽¹⁵⁾の《手続》が開始された場合において、これらの措置によりその対象となった者は、会社債務につき責任を負わせられるほか、前記の諸措置所定の要件のもとに禁止および失権に服する。

(1966年7月24日法律第66-537号第54条)

(業務執行者の解任)

L. 223-25条 ① (2004年3月25日オルドナンス第2004-274号第17条)《業務執行者は、定款がより厳格な多数決を定めていない限り、L. 223-29条の要件のもとに、社員の決定により解任することができる。この解任が正当な理由なく決定されるときは、当該解任は、損害賠償の原因となりうる。

② 第1項の規定に違反するにもかかわらず、出版に関する司法制度の改革をもたらす1986年8月1日法律第86-897号第2条の意味における出版企業を営む有限会社の業務執行者は、会社資本の4分の3以上を有する社員の決定によってのみ、解任することができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第55条および第491条第1項)

(社員会議による計算書類等の承認)

L. 223-26条 ① 業務執行者により作成された年次の営業報告書・財産目録および計算書類は、当該会計年度終了の日から起算して6ヶ月以内に、会議に招集された社員による承認に服する。(2012年3月22日法律第2012-387号第

(13) sauvegarde

(14) redressement judiciaire

(15) liquidation judiciaire

17-1条1号)《社員会議がこの期間内に招集されないときは、官庁または利害関係のある者はすべて、当該会議の招集または当該手続をおこなう受任者1名の選任を、不履行の場合の罰金を定めて、業務執行者に命令するため、レフェレをもって決定する管轄裁判所長に提訴することができる。》

② (2012年3月22日法律第2012-387号17-1条1号により削除)《このために》前項所定の書類・提案された議案ならびに、存在するときには会計監査役の報告書・連結計算書類およびグループの業務執行に関する報告書が、コンセイユ・データの議を経たデクレにより決定された要件のもとおよび期間内に、社員に対して通知される。本項の規定およびその適用のために用いられるデクレの規定に違反してなされた決議は、すべて無効請求の訴えに服せしめられることができる。

③ 前項所定の報知の日以後、各社員は質問を書面により提出する権利を有し、その質問に対して、業務執行者は、会議において回答する義務を負う。

④ 加えて社員は、常時、コンセイユ・データの議を経たデクレにより定められかつ直近の3会計年度に関する会社書類につき、同デクレ所定の要件のもとで通知を受けることができる。

⑤ 本条およびその実施のため公布されたデクレの規定に反する条項は、すべて記載がないものとみなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号第56条)

⑥ (2004年12月20日オルドナンス第2004-1382号第5条)《L. 225-100条第3項ないし第6項およびL. 225-100-1条は、営業報告書に適用される。業務執行の連結報告書が存在するときは、L. 225-100-2条が、これに適用される。》

(社員の報知請求権)

R. 223-14条 ① 各社員は、請求日に施行中の定款と相違のないことを証明されたその謄本1通の交付を、常時、会社の住所において受け取る権利を有する。

② 会社は、会計年度中の業務執行者および会計監査役が存在するときはその者の名簿を、前項の文書に添付することとするも、この交付に対しては0.30ユーロを超える金額の支払いを請求することはできない。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第32条)

(同上)

R. 223-15条 ① 各社員は、常時、次の書類を、会社住所において自ら調査する権利を有する：直近の3会計年度に関する貸借対照表・成果計算書類⁽¹⁶⁾・添付書類・財産目録・会議に付された報告書および会議の議事録。財産目録に関するものを除き、調査権は謄写権をとまなう。

② 前項の目的のため、社員は、上級および下級裁判所の作成する名簿に登録された専門家に、自らを補助させることができる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第33条)

(同上)

R. 223-18条 ① 年次計算書類・営業報告書・提出された議案、ならびに、存在するときは、連結計算書類・グループ営業報告書および年次計算書類と連結計算書類に関する会計監査役⁽¹⁶⁾の報告書は、L. 223-26条が定める会議の期日の15日以上前に、社員に対して送付される。

② 会議に先立つ15日の期間中、財産目録は会社住所において社員の閲覧に供されるも、社員は当該目録の謄写をすることはできない。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第36条)

(会計監査役への報告)

R. 223-28条 (2006年12月11日デクレ第2006-1566号第8条) 年次計算書類・営業報告書および、存在するときには連結計算書類およびグループ営業報告書は、会社住所において、以下の各場合の1ヶ月以上前に、会計監査役の措置に委ねられる：

- 1号 L. 223-26条所定の会議の招集；
- 2号 R. 223-25条により一人社員に送付され、その者のために定められた限定日付；
- 3号 会社の単独業務執行者たる一人社員による、L. 223-31条第2項に記載された書類の、商業及び会社登記簿への付託。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第44条)

(社員の決議方式)

L. 223-27条 ① 決定は、会議においてなされる。ただし定款は、L. 223-26条第1項所定の決定を除き、すべての決定またはその中の一定事項が、社員の書面投票によりなされうる旨、または証書上表明された社員全員の同意により生じうる旨を、約定することができる。

(16) comptes résultats

② 社員は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の手続のもとおよび期間内において、会議に招集される。招集は、業務執行者により、業務執行者による招集を欠くときは、会計監査役が存在する限り、この者により、なされる。(2004年3月25日オールドナンス第2004-274号第18条-I)《会議は、L. 223-26条所定の書類の通知期間満了前には開催されることはできない。》

③ (2008年4月4日法律第2008-776号第56条-III)《会議がL. 232-1条およびL. 233-16条所定の行為について決議をする場合を除き、かつ定款が認めているときは、その適用の性質および要件がコンセイユ・デタの議を経たデクレにより決定されていることによりその者の識別を可能としているテレビ会議および電気通信の方法で会議に参加する社員は、定足数および多数決の計算について、出席とみなされる。定款は、所定の数の社員の利益のために、これらの方法の使用に対しおよび決定された決議について異議申立権を定めることができる。》

③ 会社持分の半分、または社員の(2012年3月22日法律第2012-387号第17-1条2号)《10分の1》以上、会社持分の(2012年3月22日法律第2012-387号第17-1条2号)《10分の1》以上を有する1人または2人以上の社員は、会議の開催を請求することができる。これに反する条項は、すべて記載がないものとみなされる。

④ 各社員は、会議の招集をなしかつその議事日程を確定すべき任務を有する受任者1名の選任を、裁判上請求することができる。

⑤ (2004年3月25日オールドナンス第2004-274号第18条-II)《単独業務執行者の死亡の場合には、会計監査役または各社員は、業務執行者の代替手続をとることを唯一の目的として、社員会議を招集する。当該招集は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた手続のもとおよび期間内に行われる。》

⑥ 不正規に招集された会議はすべて、無効請求の訴えに服せしめられることができる。ただし当該無効請求訴権は、社員全員が出席または代理されていたときは、受理されることができない。

(1966年7月24日法律第66-537号第57条)

(17) action en nullité

(社員に対する報告書の報知)

- R. 223-19条** ① L. 223-26条第1項所定の会議以外の会議を招集する場合には、提案された議案・業務執行者の報告書ならびに会計監査役が存在するときはその者の報告書が、会議の期日よりすくなくとも15日以上前に社員に送付される。
- ② 加えて、会議前15日の期間以内において、前項の書類は会社住所において社員の閲覧に委ねられ、社員は調査または謄写をすることができる。
- (1967年3月23日デクレ第67-236号第37条)

(招集の手続)

- R. 223-20条** ① 社員は、会議開催の少なくとも15日前に、書留郵便をもって、招集される。その通知は、議事日程を記載する。(2006年12月11日デクレ第2006-1566号第5条)《ただし、会議が、単独業務執行者の死亡を理由に、L. 223-27条第5項の規定に従って会計監査役または社員により招集されるときは、その期間は8日に短縮される。》
- ② 重要性の極めて小さい事項でしかありえない雑件を除き、議事日程に記載される事項は、他の文書を参照する必要のないように、その内容および範囲が明確になるように作成される。
- ③ L. 223-27条第4項所定の場合における会議を招集すべき任務を有する受任者は、レフェレをもって決定する商事裁判所長のオルドナンスにより選任される。
- (1967年3月23日デクレ第67-236号38条)

(テレビ会議・電気通信の設備)

- R. 223-20-1条** ① L. 223-27条第3項を適用するため、テレビ会議と電気通信の方法により会議に参加する社員の同一性および会議への有効な参加を担保するこれらの方法が、少なくとも参加者の声を伝達し、決議の継続的かつ同時中継を可能にするための技術的性質を満たすものとする。
- ② 定款が電気通信の電子的方法により会議において投票することを社員に認めている会社は、この目的のために認められた専用サイトの設備を整える。社員は、会議の開催前に付与されたコードの方法において、自らの同一性が確認された後においてのみ、このサイトにアクセスすることができる。
- ③ 社員は、電話会議によっては、会議の開催前に与えられたコードの方法により自己の同一性が確認された後においてのみ、議論に参加し、自らの議決権を行使することができる。

(書面投票の手続)

- R. 223-22条** ① 書面投票の場合、提案された議案ならびに社員の情報として必要な書類は、書留郵便により各社員に送付される。
- ② 社員は、書面による投票を発送するために、議案受領の日から最短15日の期間を有する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第40条)

(議決権の行使・代理行使)

- L. 223-28条 ① 各社員は、決定に参加する権利を有し、その有する会社持分の数と等しい数の議決権を行使する。
- ② 社員は、会社が夫婦2人のみからなる場合を除き、配偶者により自己を代理させることができる。社員が2人である場合を除き、社員は他の社員により自己を代理させることができる。
- ③ 社員は、定款に定めのある場合に限り、他の者により自己を代理させることができる。
- ④ 社員は、その持分の一部の権利につき議決権を行使するために受任者を定め、かつ他の部分の権利について自ら議決権を行使することはできない。
- ⑤ 前記第1項・第2項および第4項の規定に反する条項は、すべて記載がないものとみなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号第57条)

(議決権の代理行使)

- R. 223-21条 ① 社員の代理権の委任は、会議ごとにもみ与えられる。ただし当該委任は、同日または7日の期間内に開催される2個の会議に対しては、与えられる。
- ② 1個の会議に対して与えられた委任は、同一の議事日程をもって招集される継続会にも、その効力を有する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第40条)

(社員の決定に必要な多数決)

- L. 223-29条 ① 会議または書面投票の場合においては、決定は、2分の1を超える会社持分を有する1人または2人以上の社員により、採択される。
- ② 前項所定の多数決が得られない場合においては、定款に反対の定めのないときは、場合に応じて再度社員の招集または書面投票がなされ、その決定は、投票者の数にかかわらず、行使された議決権の過半数をもってなされる。

(会議の主宰)

R. 223-23条 ① 社員会議は、業務執行者または業務執行者の1人により、主宰される。いずれの業務執行者も社員でないとき、(2006年12月11日デクレ第2006-1566号6条)《または単独業務執行者社員が死亡し場合には》、会議の主宰は、会社持分の最大数を有しまたはこれを代理する出席社員により、その受諾をもってなされる。

② 同数の会社持分を有しまたはこれを代理する2人の社員が受諾するときは、会議の主宰は、年長者によりなされる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第41条)

(議決権の代理行使)

R. 223-24条 (前述 L. 223-19条の参照条文)

(会社国籍・その他の定款変更)

L. 223-30条 ① 社員は、全員一致によらない限り、会社の国籍を変更することができない。

② その他あらゆる定款変更は、会社持分の4分の3以上を有する社員により、決することができる。より厳格な多数決要件を定める条項は、すべて記載がないものとみなされる。(2005年8月2日法律第2005-882号第35条により削除)《ただし、いかなる場合においても、多数決をもって、その会社契約における社員の負担の増加を社員に強制することはできない。》

③ (2005年8月2日法律第2005-882号第35条)《しかしながら、小および中企業のための2005年8月2日法律第2005-882号の公布後⁽¹⁸⁾に設立された有限会社のすべての定款変更については、会議は、第1回の招集にあっては出席しまたは代理された社員が持分の4分の1以上を、第2回の招集にあっては5分の1以上を、所有している場合のみ、有効に決議をすることができる。この定足数を欠く場合には、第2回の会議は、当該会議が招集された期日よりさらに2ヶ月後の期日まで、延期することができる。2つの場合のいずれかの会議において、定款変更は出席しまたは代理された社員により保有されている持分の3分の2の多数決をもって決定される。定款は、最後の会議について、社員の全員一致を要求することはなし得ないものの、より厳格な定足数および多数決を定めることができる。》

(18) 2005年8月3日の官報

④ 《前記2005年8月2日法律第2005-882号の公布後に設立された会社は、社員全員一致によりなされる決議について、第3項の規定により規制されることができる。

⑤ 《いかなる場合においても、多数決をもって、会社契約における社員の負担の増加を社員に強制することはできない。》

⑥ (2005年8月2日法律第2005-882号第35条)《第2項および第3項の》規定にもかかわらず、利益または準備金の組み入れにより資本を増加する決定は、会社持分の半分以上を有する社員によりなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号第60条)

(会社国籍その他の定款変更)

L. 223-31条 ① L. 223-26条の第1項ないし第3項・L. 223-27条ないしL. 223-30条は、1人の社員しか有しない会社には、適用されない。

② 前項の場合において、営業報告書・財産目録および年次計算書類は、業務執行者により作成される。一人社員は、会計年度終了のときから起算して6ヶ月の期間内に、会計監査役が存在するときはこの者の報告書の後、計算書類を承認する。(2005年8月2日法律第2005-882号第34条)《一人社員が会社の単独業務執行者であるときは、正規に署名された(2008年8月4日法律第2008-776号第56条-Vにより削除)《営業報告書・》財産目録および年次計算書類の同一の期間内における商業及び会社登記簿への付託は、(2008年8月4日法律第2008-776号第56条-V)《商事裁判所書記課により交付された受領書に続いて一人社員が同項所定の登記簿への記載をする必要なく、》計算書類の承認をもたらず。

③ 一人社員は、自己の権限を委任することはできない。会議の地および場所においてなされたこの者の決定は、記録簿の中に列挙される。

④ 本条の規定に違反してなされた決定は、すべての利害関係人の請求にもとづいて、無効請求の訴えに服せしめることができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第60-1条)

(会計監査役への報告)

R. 223-25条 1人のみから成る会社であり、かつその一人社員が単独業務執行者でない会社において、および、会議の地および場所ですべて一人社員によりなされた承認の決定に関しては、営業報告書・計算書類および会計監査役が存在する場合の会計監査役報告書が、L. 223-31条第2項所定の期間の終了前1ヶ月以上前に、業務執行者により、一人社員に対して送付される。当該期間内、財産目録は、会社住所において、一人社員の措置に委ねられる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第42-1条)

(会計監査役への報告)

R. 223-26条 ① 一人社員により会議の地および場所ですべてなされた各決定は、L. 223-31条第3項所定の記録簿上に、当該社員により記入される。記録簿は、会社住所において保管される。当該記録簿は、商事裁判所の裁判官または大審裁判所の裁判官または会社住所の市町村長あるいは助役により、通常的方式においてかつ無料で、整理番号を付されイニシャル略署がなされる。記録簿の謄本および抄本である旨の証明は、R. 221-4条の規定に従ってなされる。

② L. 223-19条に規定される取引は、同じ要件のもとに、記録簿に記載される。

③ (2006年12月11日デクレ第2006-1566号第7条)《L. 223-31条第2項の適用については、一人社員が単独業務執行者である場合は、営業報告書・財産目録および年次計算書類の商業及び会社登記簿への付託の受領書が、同じ要件のもとに、記録簿に記入される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第42-2条)

(金銭出資による資本増加と払込・資金の受戻し・資本増加の不実現)

L. 223-32条 ① 金銭による会社持分の引受による資本増加の場合には、L. 223-7条第2項の規定が適用される。(2012年3月22日法律第2012-387号第10条)《当該持分は、引受に際して、持分名義額の4分の1以上の払い込みがなされなければならない。残額の払込は、資本増加が確定した日から起算して5年の期間内に、1回または2回以上の回数をもって、行われなければならない。》

② 引受にもとづき生じた資金の受戻しは、保管者による証明書の作成後に、会社の受任者により行われることができる。

③ 資本の増加が第一回の資金の付託のときから起算して6ヶ月の期間内に実現されないときは、L. 223-8条第2項の規定を、適用することができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第61条)

(現物出資による資本増加)

- L. 223-33条 ① 資本増加がその全部または一部につき現物出資により行われるときは、L. 223-9 条第 1 項の規定が適用される。(2012年 3月22日法律第2012-387号第 7-1 条)《出資検査役は、社員の全員一致をもって、全員一致を欠くときは社員 1 名または業務執行者の請求にもとづく裁判上の決定をもって、選任される。》
- ② 出資検査役が存在しないとき、または考慮されている評価額が出資検査役により提示された評価額と異なっているときは、会社の業務執行者および資本増加を引き受けた者は、前記出資に与えられた評価額につき、第三者に対して、5年間連帯して責任を負う。

(資本の減少)

- L. 223-34条 ① 資本の減少は、定款の変更に必要な要件のもとに決定する社員総会により承認される。いかなる場合においても、資本の減少により社員の平等を害することはできない。
- ② 会計監査役が存在するときは、資本減少案はコンセイユ・デタの議を経たデクレにより決定される期間内に会計監査役に通知される。会計監査役は、当該資本減少の理由および条件に関する自己の見解を総会に報告する。
- ③ 総会が損失を理由としない資本減少案を承認するときは、債権が当該決議に関する議事録の裁判所書記局への付託の期日より前である債権者は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより決定される期間内に当該資本減少に異議を表明することができる。裁判による決定は、異議を却下し、または債権の償還、もしくは、会社が担保を提供し、かつ当該担保が十分であると認められるときは、担保の設定を命じる。資本減少の実行は、当該異議の期間中は着手することができない。
- ④ 会社による自己持分の買取は禁止される。ただし、損失を理由としない資本減少を決定した総会は、一定数の会社持分を消却するために、業務執行者にその買取を授権することができる。

(1966年 7月24日法律第66-537号第63条)

(会計監査役への通知)

R. 223-33条 会計監査役が存在するとき、資本減少案は、当該案を決定するために招集される社員総会の開催の日より45日以上前に、会計監査役に通知される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第47条)

(会社持分の買取)

R. 223-34条 資本の減少がL. 223-34条第4項所定の要件のもとに決定されたとき、会社持分の買取は、R. 223-35条所定の異議の期間の満了のときから3ヶ月の期間内に行われる。当該買取は、持分の消却をもたらす。

(債権者の異議)

R. 223-35条 ① 資本の減少に対する債権者の異議の期間は、当該減少を決定した決議に関する議事録の商事裁判所書記局への付託の期日から1ヶ月である。
② 当該異議は、裁判外の行為により会社に通知され、かつ、商事裁判所に届け出がなされる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第49条)

(社員の決議の公示・付託・登記)

R. 223-36条 計算書類において明らかにされた損失により、会社の自己資本が会社資本の半分未満になる場合には、L. 223-42条所定の社員の決議は、会社住所の県内で法定公告受理資格を有する新聞において公示され、当該住所地の商事裁判所書記局に付託され、かつ、商業及び会社登記簿に登録される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第50条)

(会計監査役の選任)

L. 223-35条 ① 社員は、L. 223-29条所定の要件のもとに、1人または2人以上の会計監査役を指名することができる。

② 会社の事業年度の終了時に、次の基準のうち2つについてコンセイユ・データの議を経たデクレにより定められた額を超える有限会社は、少なくとも1人以上の会計監査役を選任しなければならない：貸借対照表の総額、取引額の税抜総額または事業年度中の従業員の平均数。

③ これらの数値に達しない場合においても、会計監査役の選任は、資本の10分の1以上を有する1人または2人以上の社員により、裁判上請求されることができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第64条)

(有限会社への適用)

R. 223-27条 R. 221-5 条の規定は、有限会社における会計監査役の選任または指名に適用される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第43条)

(業務執行者ではない社員による質問)

L. 223-36条 業務執行者ではない社員はすべて、1会計年度につき2度、事業の継続を危うくする可能性のあるあらゆる事実について、業務執行者に書面により質問することができる。業務執行者の回答は、会計監査役に通知される。

(1966年7月24日法律第66-537号第64-1条)

(質問・回答の写しの提出)

R. 223-29条 業務執行者は、L. 223-36条の適用に基づいて当該業務執行者になされた質問に1ヶ月以内に書面により回答する。同一の期間内に、質問とその回答の写しを会計監査役に提出する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号44-3条)

(鑑定人の選任)

L. 223-37条 ① 会社資本の10分の1以上を有する1人または2人以上の社員は、個別に、または、形式のいかんを問わず集団で、1または2以上の業務執行の実行に関する報告書を提出する義務を負う1人または2人以上の鑑定人の選任を裁判上請求することができる。

② 検察官および企業委員会は、同じ目的のために行動する権限を付与される。

③ 請求が正当であるとき、裁判による決定は、鑑定人の職務および権限の範囲を定める。決定は、報酬について、会社に責任を負わせることができる。

④ 報告書は、原告・検察官・企業委員会・会計監査役・業務執行者に送付される。加えて、当該報告書は、次の通常総会のために会計監査役により作成された報告書に添付され、同一の公示の対象としなければならない。

(1966年7月24日法律第66-537号第64-2条)

(鑑定人の選任)

R. 223-30条 ① L. 223-37条第1項所定の要件のもとに、1または2以上の業務執行の実行に関する報告書を提出する義務を負う鑑定人は、裁判所書記官が

受領通知書請求付書留郵便をもって法廷に業務執行者を召喚した後、レフェレの形式による裁判を行う商事裁判所の裁判所長により、選任される。

② 共和国検事の鑑定申請書は、申立により提出される。裁判所書記官は、共和国検事に召喚期日を通知する。

③ 鑑定報告書は、裁判所書記課に付託される。裁判所書記官は、その閲覧を確実に行う。

(1967年3月23日デクレ第67-236号44-4条)

(会計監査役の任期・兼任禁止および退任後の就職制限)

L. 223-38条 (2005年9月8日オールドナンス第2005-1126号第20条-IIIにより廃止) I. — (2003年8月1日法律2003-706号116条)《L. 822-1条》所定の名簿にもとづいて選択されるべき会計監査役は、社員により3会計年度の期間をもって選任される。

(2003年8月1日法律2003-706号112条により削除)《II. — 次の者は会計監査役として選択されることができない:

《1号 業務執行者、一人社員ならびにその配偶者、4親等内の尊属・卑属および傍系親族;

《2号 現物出資者および特別利益の受益者;

《3号 L. 225-224条4号により認められる活動を除き、会計監査役の活動以外の活動にもとづき、会社またはその業務執行者から、直接的・間接的または仲介人により、賃金または報酬を受領した者;

《4号 その社員、株主または業務執行者のうちの1名が前記1号ないし3号所定のいずれかの状況にある監査役会社;

《5号 会計監査役の活動以外の活動にもとづき、会社またはその業務執行者から、定期的な活動の実行にもとづき賃金または報酬を受領した者の配偶者;

《6号 その指揮者のうちの1名が、またはその会社の名において会計監査役の職務を行う社員もしくは株主が、前記5号所定のいずれかの状況にある配偶者⁽¹⁹⁾を有する会計監査役会社。

《III. — 会計監査役は、退任後5年間は、監査をした会社の業務執行者となることができない。同一の期間内、会計監査役は、被監査会社の資本の10パー

(19) 爾後は、商法典 L. 822-1 条以下参照。

セントを有する会社または被監査会社が資本の10パーセントを有する会社の、業務執行者・取締役・執行役員・業務執行役員会または業務監査役員会の構成員に、選任されることができない。同様の禁止は、会計監査役会社の社員・株主または指揮者に適用される。⁽²⁰⁾

IV. — 会計監査役を正規に任命することとなれた決議または本条の規定に違反して選任されもしくは在職する会計監査役の報告書にもとづいてなされた決議は、無効とする。当該無効訴権は、この決議が正規に選任された会計監査役の報告にもとづき総会により明示的に確認されるときは、消滅する。⁽²¹⁾

(1966年7月24日法律第66-537号第65条)

(会計監査役の職務権限・責任等)

L. 223-39条 (2005年9月8日オールドナンス第2005-1126号第20条-IIIにより削除) 《① 株式会社の会計監査役の権限・L. 225-222条所定の兼任制限・職務・義務・責任・代理・忌避・解任および報酬に関する規定は、有限会社に固有の規定のある場合を除き、有限会社に適用される。⁽²²⁾》

① 会計監査役は、遅くとも社員と同時に、総会または書面決議に関する通知を受ける。会計監査役は、総会に出席することができる。

② L. 223-36条1項所定の書類は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の要件の下において会計監査役の利用に供される。

(1966年7月24日法律第66-537号第66条)

[参照条文] R. 223-28条 (前述 L. 223-26条の参照条文)

(虚偽配当の返還請求)

L. 223-40条 ① 真実の利益に対応しない利益配当に関する返還請求は、これを受領した社員に対してなされることができる。

② 前項の返還請求訴権は、利益配当の分配がなされたときから起算して、3年の時効により消滅する。

(20) 爾後は、商法典 L. 822-11 条参照。

(21) 爾後は、商法典 L. 820-3-1 条参照。

(22) 爾後は、商法典 L. 822-1 条以下参照。

(1966年7月24日法律第66-537号第67条)

フ
ラ
ン
ス
会
社
法
(二)

(社員の裁判上の清算・更生手続における個人制裁・死亡等)

L. 223-41条 ① 有限会社は、社員の一人に対して、裁判上の清算判決・更生手続における個人制裁・L. 653-8条所定の業務執行の禁止または無能力の措置が宣告されるときは、解散されない。

② 有限会社は、定款に反対の定めのないかぎり、社員の一人の死亡によっても解散しない。

(1966年7月24日法律第66-537号第67条乙)

(資本の減損)

L. 223-42条 ① 計算書類において確認された損失にもとづき、会社の自己資本が会社資本の2分の1未満になったとき、かかる損失を明らかにした計算書類の承認後4カ月以内に、社員は、会社の存続期間前の解散を行うか否かを決定する。

② 解散が定款変更に必要な多数決をもって宣言されない場合において、損失の確認が生じた営業年度に次ぐ第2営業年度の遅くとも終了までに、当該期間において、自己資本が会社資本の少なくとも2分の1と同等の額に達するまで回復されなかったときは、(2003年8月1日法律第2003-721号第1条-IVにより削除)《L. 223-2条の規定の適用のある場合を除き、》会社は準備金をもって填補されることができなかつた損失額と少なくとも同等の額の資本を減少しななければならない。

③ 前2項の場合において、社員により採択された決議は、コンセイユ・データの議を経たデクレ所定の方法により、公示される。

④ 業務執行者または会計監査役が当該決定の請求を怠るとき、または社員が有効に決議をすることができないときは、すべての利害関係人は会社の解散を裁判上請求することができる。本条第2項の規定が適用されないときも同様である。すべての場合において、第一審裁判所は、その状況を正規化するため、最大6カ月の期間を会社に対して与えることができる。本案判決を行う日においてかかる正規化がなされたときは、裁判所は、解散を宣告することができな

い。

⑤ 本条の規定は、保護手続中ないし裁判上の更生手続中の会社、または保護計画ないし裁判上の更生計画に服する会社に対して、適用されない。

(1966年7月24日法律第66-537号第68条)

(管轄)

R. 210-15条 会社の裁判上の解散は、その原因のいかんを問わず、商事裁判所の管轄となる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第51条および第198条)

(公示)

R. 223-36条 L. 223-34条を参照

(組織変更)

L. 223-43条 ① 有限会社から合名会社、合資会社、株式合資会社への組織変更は、社員の全員一致による承認を要する。

② 株式会社への組織変更は、定款変更に必要な多数決によって決定される。ただし、直近の貸借対照表に表示される自己資本が(2000年9月19日オルドナンス第2000-916号)《75万ユーロ》を超えるときは、組織変更は、会社持分の過半数を⁽²³⁾表章する社員により決定されることができる。

③ 当該決定は、登録された会計監査役による会社の状況に関する報告書が先に行われることを要する。

④ 本条の規定に違反してなされたすべての組織変更は、無効である。

(1966年7月24日法律第66-537号第69条)

(23) majorité